

令和2年度 共通仕様書（土木工事編） 改正概要
（令和2年10月1日改正）

1. 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

番号	項目	内容	掲載頁
1	第1編 共通編 1-1-7 総則 施工計画書	<p>施工計画書提出時期の追記 （施工方法確定時提出の明文化） 「1. 受注者は、工事着手前に～（略）～施工計画書を監督員に提出し、～～」 ↓ 「1. 受注者は、工事着手前又は<u>施工方法が確定した時期</u>に～（略）～施工計画書を監督員に提出し、～～」</p>	(I)7
2	1-1-13 工事の下請負	<p>適切な下請負契約について詳細記入 「4. ～（略）～。なお、下請契約を締結するときは、<u>適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u>」 ↓ 「4. ～（略）～。なお、下請契約を締結するときは、<u>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u>」</p>	(I)11
3	1-1-14 施工体制台帳	<p>名札着用技術者の追加（監理技術者補佐の追加） 「4. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び～（略）～名札等を着用させなければならない。名札は図1-2を標準とする。」 ↓ 「4. 受注者は、監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>、主任技術者（下請負者を含む）及び～（略）～名札等を着用させなければならない。名札は図1-2を標準とする。<u>（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。）</u>」</p>	(I)11
4	1-1-29 施工管理	<p>労働環境等の改善について詳細追記 「6. 受注者は、<u>作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u>また、～（略）～」 ↓ 「6. 受注者は、<u>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率</u></p>	(I)31

番号	項目	内容	掲載頁
16	3-1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	測定基準の改正 ・「 <u>桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。</u> 」 ↓ 「 <u>横方向最大タワミ量の測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。</u> 」	(Ⅱ)54-55
17	3-1-3-24-1 伸縮装置工（ゴムジョイント） 3-1-3-24-2 伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	一体物伸縮装置設置の取扱いを追記（規格値適用外） ・「 <u>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。（車線毎に一体物の伸縮装置の場合、本規格値は適用しない。）</u> 」	(Ⅱ)60-61
18	3-1-4-3-1 基礎工（護岸） （現場打） 基礎工（護岸） （プレキャスト）	<u>土留め擁壁等への適用</u> について追記 ・「 <u>道路等における土留め擁壁などの基礎工についても、本項に準拠し管理する。</u> 」	(Ⅱ)68-69
19	3-1-6-7-1 アスファルト舗装工 ～ 3-1-6-17-2 オーバーレイ工	規格値の表記を改正 ・10個の測定値（ X_{10} ） *面管理の場合は測定値の平均 ↓ 測定値の平均（ \bar{X} ）	(Ⅱ)78-155
20	3-1-6-7-6 アスファルト舗装工（表層工） ～ 3-1-6-12-10 コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 4-14-4-5-1 切削オーバーレイ工	維持工事について追記 ・「 <u>単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</u> 」	(Ⅱ)88-89 100-101 112-113 122-123 132-133 142-143 242-243

番号	項目	内容	掲載頁
21	3-1-6-12-1～10 コンクリート舗装工 3-1-6-13-1～5 薄層カラー舗装工 3-1-6-14-1～5 ブロック舗装工	厚さに関する平均値の記載を改正 ・「厚さは、～とともに、 <u>10 個の測定値の平均値 (X10)</u> について満足しなければならない。」 ↓ ・「厚さは、～とともに、 <u>全ての測定値の平均 (X)</u> について満足しなければならない。」	(Ⅱ)124-143 144-147 148-151
22	3-1-6-15-2 路面切削工 (面管理の場合)	新規【ICT関連】	(Ⅱ)152-153
23	3-1-7-9-2 固結工 (スラリー攪拌工)	新規【ICT関連】	(Ⅱ)162-163
24	3-1-12-1-1 鑄造費 (金属支承工)	測定項目名称の改正 ・アンカー <u>ボルト</u> 用孔 (鑄放し) - <u>孔の直径</u> ↓ アンカー <u>バー</u> 用孔 (鑄放し) <u>アンカーボルト</u> - <u>ドリル加工孔</u> ・上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法 ↓ 上沓の橋軸及び <u>橋軸</u> 直角方向の長さ寸法 規格値の改正 ・上下部鋼構造物との接合用ボルト孔-中心距離 「 <u>センターボス</u> を基準にした孔位置のずれ」 ↓ 「 <u>ボスの突起</u> を基準とした孔の位置ずれ」 ・規格値における JIS 規格に規格制定年度を追記 (例) JIS B 0403 → JIS B 0403- <u>1995</u> 測定項目の追加 ・ <u>ボス-直径・高さの基準を新規追加</u> <u>ボスの直径</u> +0 -1 <u>ボスの高さ</u> +1 -1	(Ⅱ)168-171

番号	項目	内容	掲載頁
同上	3-1-12-1-1 鋳造費（金属支承工）	測定基準欄の注意事項（※）を改正 <u>※1）片面削り加工も含む</u> <u>※2）ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはC T 13 を適用する。</u> ↓ <u>※1）ガス切断寸法を準用する。</u> <u>※2）片面のみの削り加工の場合も含む。</u> <u>※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはC T 13 を適用するものとする。</u> <u>※4）全移動量分の遊間が確保されているかを確認する。</u> <u>※5）組立て後に測定</u>	(II)168-171
25	3-1-12-1-2 鋳造費（大型ゴム支承工）	測定項目名称の改正 ・平面度 → <u>相対誤差</u>	(II)172-173
26	3-1-14-4-1 法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	測定基準の追加【ICT関連】 ・法長、幅・高さ・枠中心間隔、延長 「 <u>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</u> 」 曲線部の取扱いを改正 ・「 <u>曲線部は設計図書による</u> 」 ↓ 「 <u>曲線部、凹凸部等において、枠中心間隔 a の下限規格値によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、下限規格値を設定すること。</u> 」	(II)196-197
27	4-4-5-10-1 支承工（鋼製支承） 4-4-5-10-2 支承工（ゴム支承）	測定項目名称の改正 ・ <u>支承の水平度</u> → 水平度 ・可動支承の <u>移動量</u> → 可動支承の機能確認 規格値の改正 ・可動支承の移動可能量 <u>設計移動量+10以上</u> → <u>設計移動量以上</u> ・支承中心間隔（橋軸直角方向）－鋼橋 $4+0.5 \times (B-2) \rightarrow \pm(4+0.5 \times (B-2))$ （下限値設定）	(II)226-227

番号	項目	内容	掲載頁
28	4-6-5-3 覆工コンクリート	測定基準の追加【ICT関連】 ・基準高、幅、高さ、厚さ、延長 「計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。」	(Ⅱ)232-233
29	4-14-4-5-1 切削オーバーレイ工	厚さ(オーバーレイ)の規格を改正(基層部規格の追加) ・厚さ(オーバーレイ) -9mm ↓ 厚さ(オーバーレイ) <u>表層部</u> -9mm <u>基層部</u> -12mm	(Ⅱ)242-243
30	4-14-4-5-2 切削オーバーレイ工(面管理の場合)	新規【ICT関連】	(Ⅱ)242-243
●品質管理基準			
31	7 下層路盤 8 上層路盤 10 セメント安定処理路盤工 11 アスファルト舗装	現場密度の測定－試験基準の改正 ・維持工事の表記を削除 「なお、維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000m ² 以下のもの)については～」 ↓ 「なお、施工面積が1,000 m ² 以下の場合には～」	(Ⅱ)324-325 332-333 336-337 344-345
32	14 路床安定処理工	現場密度の測定－規格値の改正(引用規定の追記) ・「設計図書による。」 ↓ 「設計図書による。 <u>設計図書に定めのない場合は、23道路土工による。</u> 」	(Ⅱ)352-353
33	29 路上路盤再生工 30 路上表層再生工 31 排水性舗装工・透水性舗装工	現場密度の測定－試験基準の改正(試料個数の低減) ・「1工事あたり3,000 m ² を超える場合は、10,000 m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001 m ² ～10,000 m ² : 10個 10,001 m ² 以上の場合、10,000 m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000 m ² の場合 : 6,000 m ² /1ロット毎に10個、合計20個なお、1工事あたり3,000 m ² 以下の場合(維持工事を除く)は1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。」 ↓	(Ⅱ)400-401 402-403 408-409

番号	項目	内容	掲載頁
同上	29 路上路盤再生工 30 路上表層再生工 31 排水性舗装工・透水性舗装工	「 <u>1,000 m² 1孔</u> <u>1,000 m²を超え 3,000 m²以下 3孔</u> <u>3,000 m²を超えるものは上記に 1,000 m²ごとに1孔増やす。</u> <u>(例：3,000 m²を超え 4,000 m²以下 4孔)」</u>	(Ⅱ)400-401 402-403 408-409
34	31 排水性舗装工・透水性舗装工	温度測定－試験項目名称の改正、 規格値の削除 ・温度測定（初期締固め前） → 温度測定（ <u>初転圧前</u> ） ・規格値 140～160℃ → 削除 ※製品により望ましい温度が異なるため	(Ⅱ)408-409
●写真管理基準			
35	写真管理基準（案）	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理に下記を追加 ・「 <u>T S等光波方式を用いた～（略）～</u> 」、「 <u>施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）</u> 」、「 <u>施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）</u> 」、「 <u>施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）</u> 」、「 <u>3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）</u> 」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。） 2-6 撮影の仕様より縦横比を削除 ・「(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 縦横比は3：4程度とする。 」 4 その他－「不要」の説明を改正 ・「(3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。」 ↓ 「(3) 不要とは、 <u>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」を参照のこと。</u> 」	(Ⅱ)425-428

番号	項目	内容	掲載頁
36	<p><u>写真管理基準（出来形管理）</u></p> <p>1-2-3-2 掘削工</p> <p>1-2-3-3 盛土工</p> <p>1-2-4-2 掘削工</p> <p>1-2-4-3, 5</p> <p>路体盛土工, 路床盛土工</p>	<p>法長撮影に係る記載の改正【ICT関連】</p> <p>・「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。」</p>	<p>(Ⅱ)442</p> <p>443</p> <p>444</p>
37	<p>3-1-7-7-9-1</p> <p>固結工（粉末噴射攪拌工）（高圧噴射攪拌工）（スラリー攪拌工）（生石灰パイル工）</p>	<p>法長撮影に係る記載の追加【ICT関連】</p> <p>・「ただし、<u>（スラリー攪拌工）において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。</u>」</p>	(Ⅱ)474
38	<p>3-1-7-9-2</p> <p>固結工（中層混合処理）</p>	<p>法長撮影に係る記載の追加【ICT関連】</p> <p>・「ただし、<u>「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。</u>」</p>	(Ⅱ)474
39	<p>3-1-14-4-1</p> <p>法枠工（現場打法枠工）（現場吹付法枠工）</p>	<p>法長撮影に係る記載の追加【ICT関連】</p> <p>・「ただし、<u>「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</u>」</p>	(Ⅱ)478

3. 共通仕様書（土木工事編Ⅲ）

番号	項目	内容	掲載頁
40	2. 様式	<p>東北地方整備局HPリンク先の変更</p> <p>http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/H31siyousho/h31siyousho.htm</p> <p>↓</p> <p>http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/R2siyousho/r2siyousho.htm</p> <p>提出書類一覧表における「約款条項」を改正 共通仕様書で定める様式</p> <p>様式 20 請負代金額の変更 (福島県工事請負契約約款第 26 条条第○ 項に基づく協議)</p> <p>様式 21 請負工事被害報告書</p> <p>様式 22 請負工事被害確認書</p> <p>様式 23 損害負担申請書</p> <p>様式 24 工事完成届</p> <p>様式 25 土木（建築）工事検査の結果</p> <p>様式 26-1 工事完成引渡し書</p> <p>様式 26-2 施設の部分使用同意書</p> <p>様式 26-3 部分使用に係る確認検査結果書</p> <p>様式 27-1 部分払申請書</p> <p>※上記様式は、各様式記載の約款条項も改正</p> <p>その他の様式</p> <p>工事延長（短縮）の申出（任意様式）</p> <p>措置内容（任意様式）</p> <p>請負代金の支払（任意様式）</p> <p>前金払（任意様式）</p> <p>遅延利息の支払請求（納入通知書）</p> <p>部分払（請求書）</p> <p>前払金等不払に対する乙の工事中止（請求書）</p> <p>契約不適合責任（任意様式）</p> <p>（書式名改正 旧「かし担保」）</p> <p>発注者の解除件（任意様式）</p> <p>受注者の解除件（任意様式）</p> <p>解除に伴う措置（任意様式）</p> <p>火労災保険証等受領書（任意様式）</p>	<p>(Ⅲ)2. 様式見出し</p> <p>(Ⅲ)14</p> <p>(Ⅲ)35</p> <p>(Ⅲ)36</p> <p>(Ⅲ)37</p> <p>(Ⅲ)38</p> <p>(Ⅲ)39</p> <p>(Ⅲ)40</p> <p>(Ⅲ)41</p> <p>(Ⅲ)42</p> <p>(Ⅲ)43</p> <p>(Ⅲ)44</p>

番号	項目	内容	掲載頁
41	5. 建設工事公衆 災害防止対策 要綱	国土交通省告示第 496 号（令和元年 9 月 2 日）により改正	(Ⅲ)195
42	10. 土木工事安全 施工技術指針	国官技第 433 号（令和 2 年 3 月 25 日） 国土交通省大臣官房技術審議官通知に伴い改正	(Ⅲ)279
43	22. 産業廃棄物管 理票交付等状 況報告制度に ついて	「4 報告書の提出先及び留意点(1)」及び 「6 提出先」に福島市を追加	(Ⅲ)552 554